

平成23年度決算での 健全化判断比率・資金不足比率を公表します

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、「健全化判断比率」と呼ばれる4つの指標を算定し公表することが義務付けられ、これらの比率は下表のようになりました。

4指標のうち一つでも「早期健全化基準」を超えると「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えると財政再生団体となり「財政再生計画」を策定・公表しなければなりません。

鹿島市の平成23年度決算では、どの指標も早期健全化基準を下回り、おおむね良好といえます。

市では、これらの指標を監査委員の意見を付けて9月議会に報告しました。

問合先 財政課 (63) 2114

◆健全化判断比率の公表

主な指標	H23年度	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	(△3.60%)	13.93%	20.00%	普通会計（鹿島市では一般会計のみ）での赤字額を、標準的な収入である標準財政規模の額で割ったもの。なお、赤字の場合は正の数、黒字の場合は負の数で表示されます。
連結実質赤字比率	(△13.37%)	18.93%	30.00%	普通会計だけでなく国民健康保険などの特別会計や水道事業などの公営企業会計の実質的な赤字を標準財政規模の額で割ったもの。公営企業では赤字の額として資金不足額を用います。
実質公債費比率	11.1%	25.0%	35.0%	普通会計の公債費と公営企業会計や一部事務組合の公債費に対する普通会計の負担金の合計額を標準財政規模の額で割ったもの。 18%以上で地方債の発行に際し、県知事の許可が必要な許可団体となる。
将来負担比率	37.7%	350.0%	定められない。	普通会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、第3セクター等の将来の負担すべき実質的な負債の合計額を標準財政規模の額で割ったもの。起債残高や退職手当、債務負担などが実質的な将来負担の要素となります。

◆資金不足比率の公表

健全化判断比率と同じく、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、公営企業会計の赤字額に関する指標を算定し、公表することになりました。

3会計とも資金不足額（実質的な赤字額）はなく、良好といえます。

会計名	H23年度決算 資金不足比率
水道事業会計	(赤字でないため算定されない)
公共下水道事業特別会計	(赤字でないため算定されない)
谷田工場団地造成分譲事業特別会計	(赤字でないため算定されない)

【資金不足比率】

公営企業会計の資金不足額を、事業の規模で割ったもの。資金不足額とは流動資産や土地の売却見込額などを考慮した赤字額で、事業の規模とは営業収益を基礎として算出したもの。赤字の場合は正の数で表示され、赤字でない場合は算定されません。